

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

- 都市計画の変更……………
- ……(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………
- 都市計画事業の認可……………
- ……(同)……………
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- ……(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………
- ……(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………
- 昭和五十九年東京都告示第五百六十五号(農作物共済及び蚕繭共済の当然加入規模の決定)の廃止……………
- ……(産業労働局農林水産部農業振興課)……………
- 都道(首都高速道路)の供用開始……………
- ……(建設局道路管理部路政課)……………
- 東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館の休館……………
- ……(主税局課税部課税指導課)……………
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消……………
- ……(主税局課税部課税指導課)……………
- 特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効……………

告示

- 開発行為に関する工事完了……………
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- ……(産業労働局商工部地域産業振興課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……(同)……………
- 平成三十年九月二十五日付東京都公告……………

東京都告示第千三百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により町田都市計画緑地を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十年十月四日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

町田都市計画緑地

追加する部分

変更する部分

町田市相原町字大地沢、相原町字段木入、相原町字権現谷、相原町字恋地、相原町字考路、相原町字細豊、相原町字大北、相原町字大子山及び相原町字刃田各地内

二 関係図書の縦覧
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び町田市役所

東京都告示第千三百九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年十月四日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画緑地事業第八十五号古川緑地

三 事業施行期間 平成三十年十月四日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

江戸川区江戸川六丁目地内
使用の部分
なし

東京都告示第千三百九十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)以下「法」という。第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十月四日

平成三十年十月四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道 路の種類	指定年月日	指定に係る道 路の延長及び 幅員(単位メ ートル)
法第四十二条 第一項第五号 の規定による 道路	平成三十年 九月十三日	西多摩郡日の 出町大字平井 字三吉野清坊 六百六十一番 二、同番九及 び同番十一の 各一部
	延長 三〇・二五 幅員 四・〇〇	

●東京都告示第千三百九十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月四日

東京都知事 小池 百合子

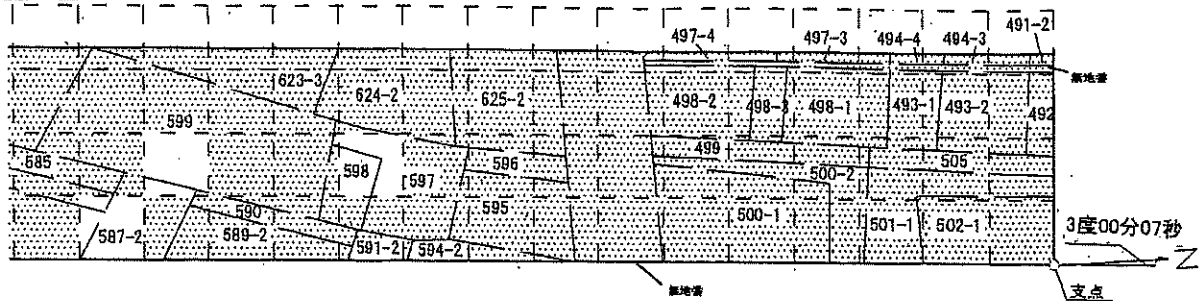
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区北砂六丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい
ない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

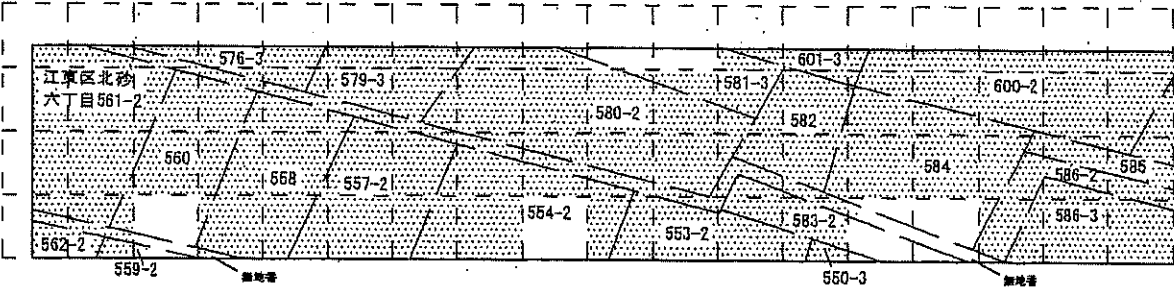
全体図



A拡大図



B拡大図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界(地番境界)
- : 敷地境界
- : 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、江東区北砂六丁目 502 番 1 の最北端とする。

【格子の回転角度(3度00分07秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。